消費者教育

近年、経済の仕組みの変化や規制緩和の流れの中で、消費者トラブルが多発し、その内容も複雑化、高度化しており、消費者教育の重要性が高まってきている。
消費者教育は、児童生徒が消費生活に関する基礎的な知識や判断力を身に付け、将来自主的かつ合理的に行動する消費者、すなわち「自立した消費者」として育っていくことを目標として行われる教育活動である。

１　消費者教育の目標

消費者教育は、次の目標で実践することが求められる。

（１）消費者の権利と役割及び消費者の自立について理解し、それに基づいた意思決定と消費行動ができる能力を育む。
（２）消費生活の安全・安定の確保と向上を図るため、消費生活に関する基本的な知識・技能を習得し、これらを活用して、将来を見通した合理的な意思決定や生活設計を行い、消費者被害等の危機を回避し、必要に応じて他者と協力しながら問題解決ができる能力を育む。
（３）持続可能な社会の実現に向けて、自分の行動と社会経済との関連を意識し、持続可能な社会へ寄与する消費生活を実践するとともに、諸課題について他者と協力して取り組むことができる能力を育む。

参考：文部科学省　「消費者教育実践の手引き」

２　学校教育における消費者教育の進め方

（１）小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における主な内容

平成30年６月の民法の改正により令和４年４月１日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から一人で有効な契約をすることができるようになった。高校生にとって社会が一層身近なものとなる中、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のために、実践的な消費者教育の実施が求められている。
小・中・高等学校の学習指導要領においては、社会科、公民科、技術・家庭科、家庭科等において消費者教育に関する内容の充実が図られた。

小学校・小学部	中学校・中学部	高等学校・高等部
○家庭科 ・物や金銭の使い方と買物 ・環境に配慮した生活 （小学校学習指導要領　平成29年３月）	○社会科 ・金融などの仕組みや働き ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政 ○技術・家庭科 ・金銭の管理と購入 ・消費者の権利と責任 ・消費生活・環境についての課題と実践 （中学校学習指導要領　平成29年３月）	○公民科 ・多様な契約及び消費者の権利と責任 ・消費者に関する問題 ○家庭科 ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任 ・生涯を見通した生活における経済の管理や計画 ・契約の重要性や消費者保護の仕組み ・消費者問題や消費者の自立と支援 ・生活と環境との関わりや持続可能な消費 （高等学校学習指導要領解説　平成30年７月）

（２）消費者教育に関する指導のポイント

ア　消費者トラブルの実例に基づいた内容を取り扱う。
イ　ワークショップやロールプレイングなどを活用し、消費者トラブルに遭った際の対処法等を体験的に学習させる。
ウ　消費者保護の重要性を扱うだけではなく、消費者の自立支援の観点から指導する。

参考ＨＰ：消費者庁「消費者教育ポータルサイト」
URL　https://www.kportal.caa.go.jp/consumer/index.html
消費者庁「社会への扉－12 のクイズで学ぶ自立した消費者－」
URL　https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/
：文部科学省「いつでも　どこでも　だれでも　できる！消費者教育のヒント＆事例集」
URL　http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouhisha/detail/1368878.htm
：金融経済教育推進機構(J-FLEC)ホームページ「教育関係の方へ」
URL　https://www.j-flec.go.jp/educators/